

I いじめ防止対策推進法

1 法の成立までの経緯

「いじめ」は、基本的人権を脅かす絶対許されない問題として深刻に受けとめ、重大視していかなければならないものです。しかし、これまでに児童生徒自らが命を絶つまで発展し、社会に大きな衝撃を与え、さらには傷害致死を伴う事件が発生するなど、大きな社会問題として取り上げられました。

第4期の社会問題化は、2011年（平成23年）10月の大津中学2年生自死事件であり、これを契機として2013年に「いじめ防止対策推進法」が制定されました。法の制定は、いじめ防止に社会総がかりで取り組む決意を示すと同時に、いじめが児童生徒の自浄作用や学校の教育的指導に頼るだけでは解決が難しいほどに深刻化し、制御のために法的介入が行われることになったものと捉えることができます。その意味において、法制化は、学校におけるいじめ対応に大きな転換を迫るものであると受け止めなければなりません。

現代のいじめは、昭和時代の「ガキ大将といじめられっ子」の世界とは大きく変わり、大人が止めなければ死の淵まで追い詰められることをしっかりと意識することが重要です。

2 法の目的といじめの定義

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、相手の人間性とその尊厳を踏みにじる「人権侵害行為」であることを改めて共通認識し、**人権を社会の基軸理念に据えて、社会の成熟をめざすという決意が法律の中にも表明されています。**

法の基本的な方向性は、

- ・社会総がかりでいじめ防止に取り組む
- ・重大事態への対処（背景調査を含む）において公平性・中立性を確保することにあります。

ことあります。

いじめの防止のための対策は、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることや、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの問題に関する子どもの理解を深めることを旨として行われなければなりません。また、いじめを受けた子どもの生命と心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、**国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭などの関係者が連携する必要がある**。

各学校においては、①いじめ防止のための基本方針の策定と見直し ②いじめ防止のための実効性のある組織の構築 ③未然防止・早期発見・事案対処における適切な対応が義務付けられています。

また、**いじめ防止対策推進法**はいじめの要件を「児童生徒間で心理的又は物理的影響を与える行為であり、行為の対象者が心身の苦痛を感じている」とし、いじめられている児童生徒の主観を重視した定義に立っています。

【平成25年度からの定義】

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体的又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向等配慮した上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

- 文部科学省の調査においても、「いじめ」に当たるかどうかは「いじめられた児童生徒の立場に立って」判断を行うとなっています。
- 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指します。・・・**関係性**
- 「物理的な影響」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味します。
- 「行為」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含まれます。・・・**行為**
- けんかは除きますが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要です。・・・**被害感**

同法の趣旨を踏まえ、「心身の苦痛」との定義が限定して解釈しないように、いじめられたとする児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察、確認して判断する必要があります。

定義の運用に際して

定義はあくまでも調査のための指標であり、児童生徒間のトラブルを「いじめの定義」に照らして形式的に判断・指導することのないように留意する。学校では、児童生徒間のトラブルは軽微なものを含めて、事実確認を重視し、常にその解消に向けて指導すること、また、常に児童生徒の状況を見守り、よりよい人間関係を築けるよう指導することが重要です。

- 「表面的・形式的に行うことなく」とは、いじめの有無を、アンケート調査等の数値のみで判断したり、一時的な様相観察から主観的に判断したりしないということ。
- 「いじめられた児童生徒の立場に立つ」とは、いじめがあったという認識のもとで受容的に接するとともに、いじめられた児童生徒を全面的に支援するということ。

いじめの定義の特徴は、「**関係性**」「**行為**」「**被害感**」の3つです。上記の定義の運用にもあるように、定義に則って認知するということは、これら3つが揃ったから「いじめ」と認知するのではなく1つでも気になるところがあれば疑う必要があるということを示しています。

- ・ 関係性に変化が見られたら「いじめ」を疑う
- ・ 行為が発覚したら、あるいは行為が疑われたら「いじめ」を疑う
- ・ いつもと様子が違ったり元気がなかったりする様子から被害感を疑い、「いじめ」を疑う

このことは、「いじめを減らしたいと取り組んでいるが、常にいじめはある」と思ってあたるということです。つまり、「見逃さない」ために、必ず発生するものという認識を持ち、早期発見につながる事が重要なのです。定義は、子どもの人権を守るセーフティーネットとして機能することに意味があります。

○ 国の基本方針の策定（法の規定を受け、「いじめ防止等のための基本的な方針」策定）

「国の基本方針」を踏まえて、地方公共団体は地域の実情に合わせて具体的な「地方いじめ防止基本方針」を作成することが努力義務とされ、各学校は、これを受けて「**学校いじめ基本方針**」を策定することが義務付けられました。

方針決定のプロセスにおいて保護者や地域の人々、児童生徒の意見を採り入れることや、策定された方針をホームページなどで公開し、保護者や地域の人々と共有することが求められています。基本方針の策定を通して、いじめ防止の活動を学校内にとどめず、地域社会を巻き込んだものにする事が目指されています。

○ 平成29年「国の基本方針」の改定

学校におけるいじめ対応の基本的なあり方
(重点事項)

- ・ けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、丁寧に調査した上でいじめに当たるか否かを判断する。
- ・ いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできない。
- ・ いじめが解消している状態とは、①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（3か月が目安）継続している、②被害者が心身の苦痛を受けていない（本人や保護者との面談等で心身の苦痛を感じていないかどうか確認する）、という二つも要件が満たされることを指す。
- ・ 教職員がいじめに関する情報を抱え込み、対策組織に報告を行わないことは法第 23 条題 1 項に違反し得ることから、教職員間での情報共有を徹底する。
- ・ 学校は、いじめ防止の取組内容を基本方針やホームページなどで公開することに加え、児童生徒や保護者に対して年度当初や入学式に必ず説明する。

3 いじめの態様

文部科学省が実施している「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」のいじめに関する態様には、言葉や仲間はずれ、暴力、ネットを通したいじめといった、行為があげられています。実際に警察に事実が上がってくれば事件化し、この行動を特定します。また、重大事案で第三者委員会を開いたとしても、直接的にいじめで自殺したかは分からないこともあり、この行動が特定されることが大事となるのです。

行為（直接的攻撃（例））

言語的いじめ

- 言葉によるいじめ：冷やかしからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる
 - ・勉強や性格、体格のことでからかう。　　・嫌がらせをする。
 - ・相手の欠点や弱みをとらえて威嚇する。　　・やじる。

仲間はずれ（間接的攻撃、関係性攻撃、社会的攻撃の場合も）

- 仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ・近くに寄らず、避ける。　　・同じ列に並ばない。
 - ・同じ班やグループに入れない。　　・話合いからははずす。

暴力・身体的攻撃

- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりしてたたかれたり、蹴られたりする
 - ・ごっこ等にみせかける。　　・あたかも仲のよさからでた行為のように見せる。
- 酷くぶつかられたり、遊ぶふりしてたたかれたり、蹴られたりする
 - ・集団で執拗に殴る、蹴る。　　・運動中の出来事のようにみせかける。

恐喝

- 金品をたかられる
 - ・食べ物などをおごれと強要する。　　・ゲームソフトを要求する。

所有物の盗み・破壊

- 金品を隠されたり、盗まれたり、捨てられたりする

強要

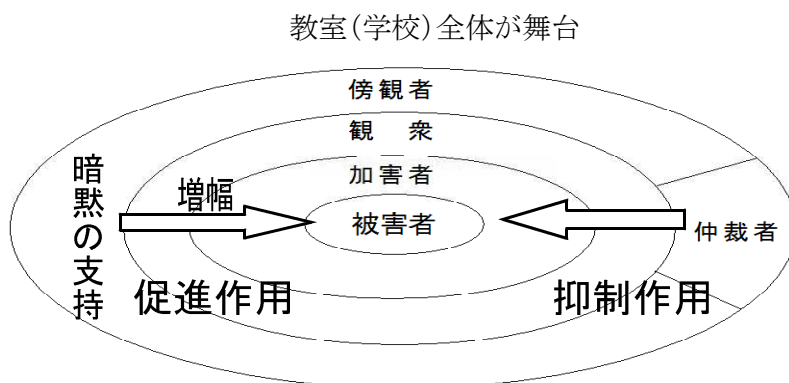
- いやなこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・用便の邪魔をする。　　・人前で裸にする。　　・火をさわるよう強要する。

ネットいじめ（間接的攻撃、関係性攻撃の場合も）

- パソコンや携帯電話で、誹謗中傷やいやなことをされる
 - ・友達の悪口、うわさ話やうその情報などを書き込む。

4 いじめの4層構造

いじめは、意識的かつ集団的に行われるものです。【モデル森田洋司著「いじめとは何か」より作成】



【いじめ集団の四層構造モデル】

- 「いじめる側」
- 「いじめられる側」
- 「観衆」(はやしたてる)
- 「傍観者」(見て見ぬふり)

※舞台と観客の反応によって進行する状況ドラマ

いじめは、「被害者」と「加害者」だけの問題ではありません。周りではやし立てたり、喜んで見ている「観衆」は、いじめを積極的に肯定する存在です。見て見ぬふりをする「傍観者」も、いじめを暗黙的に支持する存在であり、いじめられている児童生徒にとっては、支え(味方)にはなりません。したがって、「観衆」も「傍観者」もいじめを助長する行為者であり、許されません。

また、この4つの層は、固定したものではなく入れ替わることもあります。「被害者」が「加害者」に、「観衆」や「傍観者」が「被害者」になることもあります。つまり、誰もが「被害者」「加害者」になる可能性があるということです。この不安感が、いじめの陰湿化を招いたり、いじめを外から見えにくくしていると考えられます。

いじめが行われたとき、周囲の児童生徒がはやし立てたり見て見ぬふりをしたりすることで、いじめは更に助長され深刻化します。しかし、周囲の者がいじめは許さないという態度を示すとき(「仲裁者」になるとき)、いじめは抑制されます。つまり、いじめは集団の行動のあり方と大きく関係しているといえます。

本4層構造は、集団の中の関係性が見られるものです。また、日頃の関係性が現れているともいえます。常にこの関係性を意識し、一人一人の状況を把握しておくこともいじめ認知の重要な要素となります。

5 いじめの重大事態

いじめによる児童生徒の自殺など、重大事態が後を絶たないことを受け、平成 29 年に法及び国の基本方針に基づく対応を徹底するために、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が定められました。

いじめの**重大事態**とは

「生命・心身・財産重大事態」

- ・いじめにより生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある場合(第 28 条 1 号)

「不登校重大事態」

- ・いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合(同 2 号)

これらの原因として、いじめ(疑いも含む)が確認されれば、「組織を設け、質問票の使用その他適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」を実施します。

2 号は不登校の基準の年間 30 日間を目安にしますが、一定期間連続して欠席している場合には、目安に関わらず迅速な調査に着手する必要があります。調査は「公平性・中立性」を確保し、被害児童生徒・保護者の「何があったのかを知りたいという切実な思い」を理解した上で、いじめの事実の全容を解明することと、学校・教育委員会等の対応を検証して同種の事案の「再発防止」につなげることが目的です。

公立学校は、重大事態の発生を認知した場合、直ちに教育委員会に報告します。児童生徒・保護者から重大事態に至った、もしくは疑いがあると連絡があった場合報告・調査にあたります。

教育委員会は地方公共団体の長に報告するとともに、調査を行う主体は学校もしくは教育委員会等によりますが、どのような調査組織にするかについての判断をします。学校の調査では十分な結果が得られないと判断される場合や学校の教育活動に支障が生じる恐れがある場合には、教育委員会等が主体で調査を行います。

「事実関係を明確にする」とは、「いじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に」**解明**することです。その際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査し、再発防止に努めることが求められます。

調査によって明らかになった結果は、被害児童生徒・保護者に対して適時・適切な方法で提供します。関係者の個人情報への十分な配慮が必要ですが、個人情報保護を楯に説明を怠ることは避けなければなりません。

学校及び教育委員会等は、調査結果に基づき、被害者児童生徒に対しては**安全と安心を取り戻すための継続的なケアを行う必要**があります。加害児童生徒に対しても、保護者に協力を依頼し、自己の行為の意味を認識させた上で、**成長支援につながる丁寧な指導**を行うことが求められます。